

サポカー 補助金※

中古車にも、満65歳以上の方に サポカー補助金

衝突軽減ブレーキ〈CMBS〉および
誤発進抑制機能を搭載

(中古車)



衝突軽減ブレーキ〈CMBS〉のみ搭載

(中古車)



★65歳以上の方を対象に中古車にも「サポカー補助金」

補助金の対象となる中古車等、制度の詳細や申請手続き等については、経済産業省や国土交通省、次世代自動車振興センターのホームページをご確認下さい。

〈※サポカー補助金について〉

- 令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者及び令和2年度中に満65歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者が対象となります。
(ただし、令和2年度中に満65歳となる方は、令和2年3月31日までに登録〈届出〉された場合は対象外)
- 補助金の対象は、以下の①又は②のうち、審査委員会の審査を経た車両です。
 - ①「衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)」及び「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」搭載車の場合→<中古車>4万円
 - ②「衝突被害軽減ブレーキ(対歩行者)」搭載車の場合→<中古車>2万円
- 補助金の対象車は、令和2年3月9日以降、中古車として登録(登録車)又は自動車検査証交付(軽自動車)された自動車が対象となります。
- 補助金の交付を受けた中古車については、中古車として登録(登録車)又は自動車検査証交付(軽自動車)された日より1年以上の間、原則として同一の者による使用(車検証上の使用者名義を変更しないこと)が必要となります。また、補助金の返納が必要となる場合がある等、条件があります。
- 自家用自動車については、補助金の交付は、1人につき1台限りで、法人名義での購入は対象外となります。
- 事業用自動車については、法人名義の場合、65歳以上の高齢運転者の人数までが上限となります。
- 申請総額が予算額を超過し次第、終了となります。